

令和3年度 第2回社会福祉審議会議事録（要点筆記）

日 時 令和3年11月8日（月曜日）
10時00分～11時05分

場 所 江別市民会館小ホール

出席委員数 18名

出席：阿部 実、飯塚 正美、五十嵐 友紀子、今林 隆一郎、内田 京、
河村 純子、菊本 美知子、小高 久子、酒谷 由美子、佐藤 功、
白井 真樹、高垣 智、那須 崇、東 則子、堀井 豪、増田 秀男、
松村 昭二、八巻 貴穂、
欠席：赤川 和子、大澤 真平、今野 渉、帆苺 祐一、義平 大樹、
米内山 陽子

事務局 健康福祉部長 白崎 敬浩、健康福祉部次長 伊藤 忠信、
健康推進室長 五十嵐 工、
新型コロナウイルス感染症対策室長 及川 正男、
子育て支援室長 東 嘉一、障がい福祉課長 三浦 洋、
介護保険課長 浦田 和秀、
新型コロナウイルス感染症対策担当参事、四條 省人
新型コロナウイルス感染症対策担当参事 中村 哲也、
新型コロナウイルス感染症対策担当参事、柴田 佳典、
新型コロナウイルス感染症対策担当参事、児島 栄弥子、
新型コロナウイルス感染症対策担当参事、佐藤 卓也、
子育て支援課長 宮崎 周、子ども育成課長 天野 保則、
介護保険課高齢者福祉係長 高松 裕貴子
管理課長 村田 和陽、管理課総務係長 深見 亜優、
管理課総務係 磯野 智宏、管理課総務係 菅原 ゆかり

傍聴者 1名

議 題

（1）人事案件

ア 会長・副会長の互選

- イ 職務代理者の指名及び部会所属委員の指名
- ウ 部会長の互選

(2) 報告事項

- ア 江別市社会福祉委審議会の概略と江別市における社会福祉施策の概要説明について
- イ 江別市成年後見制度利用促進基本計画の策定について
- ウ 新型コロナウイルス感染症について

伊藤健康福祉部次長

本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。また、皆様方におかれましては、江別市社会福祉審議会委員をお引き受けいただき、厚くお礼申し上げます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、江別市健康福祉部次長の伊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から、委嘱状を交付させていただきます。市長が、順に皆様の席を回りますので、ご起立の上、お受け取りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

(市長から委嘱状交付)

伊藤健康福祉部次長

なお、本日は、市民公募委員の赤川 和子様、札幌学院大学の大澤 真平様、江別医師会の今野 渉様、江別あすか福祉会の帆苺 祐一様、酪農学園大学の義平 大樹様、江別市子ども会育成連絡協議会の米内山 陽子様におかれましては、ご都合によりご欠席されています。

24名の委員の皆様、これから3年間、どうぞよろしくお願いいたします。
以上をもちまして、委嘱状の交付を終了します。

伊藤健康福祉部次長

これより「令和3年度 第2回 社会福祉審議会」を開会いたします。

本日は24名の委員中18名の方に出席いただいておりますので、江別市社会福祉審議会条例第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席しておりますことから、本会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、開会にあたり、市長の三好よりご挨拶を申し上げます。

(市長挨拶)

伊藤健康福祉部次長

ここで、本日出席しております市職員をご紹介します。

(健康福祉部職員紹介)

伊藤健康福祉部次長

続きまして、2 議題(1) 人事案件 ア「会長・副会長の互選」を行います。

なお、会長・副会長が決まるまでの間は、先例に従い、健康福祉部長が仮議長となって進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

白崎健康福祉部長

それでは、仮議長として、議題(1) 人事案件 ア「会長・副会長の互選」について進行させていただきます。

まず、どのような選出方法が良いかお諮りします。ご意見があればお願いします。

阿部委員

事務局案をご提示していただきたいと思います。

白崎健康福祉部長

ただ今、阿部委員から、「事務局案の提示」ということでご意見がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

白崎健康福祉部長

異議がないようですので、事務局案を提示してください。

村田管理課課長

事務局としては、保健・医療・福祉全般に造詣が深く、前任期に会長を務めていただいた社会福祉協議会の佐藤 功委員を会長に、また、民生委員として長

きにわたり地域福祉に携わっておられる、民生委員児童委員連絡協議会の飯塚正美委員を副会長にということで、提案させていただきたいと思います。

白崎健康福祉部長

ただ今、事務局から佐藤 功委員を会長に、飯塚正美委員を副会長に、との提案がありましたので、お諮りします。

(異議なしの声)

白崎健康福祉部長

異議がないようですが、佐藤委員、飯塚委員いかがでしょうか。

(佐藤委員、飯塚委員了承)

白崎健康福祉部長

ただ今、佐藤委員と飯塚委員のご了解をいただきましたので、佐藤 功委員を会長に、飯塚 正美委員を副会長に決定いたします。

それぞれご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。私はこれをもちまして仮議長としての進行を終えたいと思います。

(佐藤会長 挨拶)

(飯塚副会長 挨拶)

伊藤健康福祉部次長

佐藤会長、飯塚副会長、ありがとうございました。

それでは会長、副会長は席をお移り頂きたいと思います。

ここで、市長は別の公務のため、退席させていただきます。

以降の議事を進めていくにあたりまして、お願いいたしたいことがございます。

各種審議会の議事録及び資料につきましては、市のホームページ上で公開することとなっており、この審議会においても同様の取扱いといたしますので、ご了承ください。

また、議事録につきましては、事務局において発言者の発言趣旨を踏まえて要約して取りまとめます。その後、確認のため皆様に送付させていただき、必

要に応じて修正した上で公開させていただきますので、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以降の進行につきましては、佐藤会長にお願いいたします。

佐藤会長

それでは、(1) 人事案件 イ「職務代理者の指名及び部会所属委員の指名」についてですが、まず、職務代理者について、条例第4条第4項に基づき、私から指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

職務代理者には、今林 隆一郎委員を指名いたします。

次に部会の所属ですが、皆さんの所属団体や専門分野などを参考に作成された案を、事務局からお預かりしており、これも、条例第5条第4項に基づき、会長が指名することとされておりますので、私から指名させていただきます。

心身障がい者福祉専門部会には、赤川委員、高垣委員、那須委員、東委員、帆苅委員、松村委員、義平委員の7名を、高齢者福祉専門部会には、阿部委員、飯塚委員、五十嵐委員、今林委員、今野委員、酒谷委員、堀井委員、八巻委員の8名を、児童福祉専門部会には、内田委員、大澤委員、河村委員、菊本委員、小高委員、白井委員、増田委員、米内山委員の8名を指名します。

皆さんよろしくお願いいたします。

ここで、各部会ごとに分かれた委員名簿を、皆さんにお配りします。事務局よろしくお願いいたします。

(名簿配布)

続きまして、(1) 人事案件 ウ「部会長の互選」を行います。

部会長については、部会員の互選によることとなっておりますが、皆さんがもしよろしければ、先ほどのように事務局案をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

佐藤会長

異議がないようですので、事務局案を提示してください。

村田管理課長

事務局としては、心身障がい者福祉専門部会には、江別商工会議所からのご推薦、高垣委員を前期より引き続き部会長に、高齢者福祉専門部会には、江別市高齢者クラブ連合会からのご推薦、阿部委員を部会長に、児童福祉専門部会には江別市子ども会育成連絡協議会からのご推薦、米内山委員を部会長に、ということで提案させていただきたいと思えます。なお、本日ご欠席の米内山委員には事前にご了承をいただいております。

佐藤会長

ただ今、事務局から高垣委員を心身障がい者福祉専門部会の部会長に、阿部委員を高齢者福祉専門部会の部会長に、米内山委員を児童福祉専門部会の部会長にとの提案がありましたので、お諮りします。

(異議なしの声)

佐藤会長

異議がないようですが、高垣委員、阿部委員、いかがでしょうか。

(高垣委員、阿部委員、了承)

各委員からご了解をいただきましたので、高垣委員を心身障がい者福祉専門部会の部会長に、阿部委員を高齢者福祉専門部会の部会長に、米内山委員を児童福祉専門部会の部会長に、決定いたします。

佐藤会長

以上で、全ての人事案件が終了いたしました。

ここで、本日、傍聴者希望者が1名いらっしゃいますので、事務局は入室のご案内をお願いします。

(傍聴者入室)

それでは、次の議題に移ります。

(2) 報告事項のア「江別市社会福祉審議会の概略と江別市における社会福祉施策の概要について」を、事務局から説明をお願いいたします。

村田管理課課長

今回は新たに委員になられた方も多いので、社会福祉審議会の概略について改めてご説明させていただきます。

初めに、資料1「江別市社会福祉審議会条例」と書かれた資料をご覧ください。

この審議会は、第1条の「目的」にありますように、江別市における社会福祉に関する基本的事項を調査、審議するために設けられた、市長の諮問機関という位置付けになっております。

委員の定数は、第2条のとおり「24人以内」となっており、社会福祉に関する事業に従事されている方と学識経験のある方につきましては、関係団体から21名のご推薦をいただき、また市民公募委員につきましては、応募者の中から3名を選任し、合計24名の委員の皆様にご就任いただいたところです。

社会福祉審議会の当面の予定としまして、特に諮問をお願いする案件は、現在のところございませんが、市の社会福祉関連の各施策の進捗状況や、各種計画の策定状況を定期的にご報告し、ご意見をいただくため、これまで同様、年2回程度、会議を開催させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、資料2をご覧ください。

こちらは、社会福祉審議会の委員の皆さんが兼務することとなっている「地域公益事業等に関する地域協議会」の設置要綱となっております。

第1条の「設置」にありますように、社会福祉法人が、社会福祉充実財産、これはいわゆる内部留保から事業継続に必要な財産を差し引いた後の財産ということになりますが、これを地域公益事業に活用する計画があるときに、地域の意見を反映させるために、地域協議会を設けているものであります。

第4条で、当協議会の委員は、社会福祉審議会の委員をもって充てることとなっておりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

現在のところ、市内の社会福祉法人の社会福祉充実財産について、地域協議会開催の必要が生じたことがまだありませんので、これにつきましては、開催の必要が生じた際に、改めて詳細のご説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、江別市の社会福祉施策の概要について、主なものとして障がい者、高齢者、子どもの関係の施策について説明いたします。

資料は2点ありますが、まず、「資料3 令和3年度 健康福祉部 施策展開方

針計画書」は、各施策の展開方針や重点的な取組等を掲載したものです。

そして、「資料4 令和3年度江別市予算案」は、各施策の主要事業や新規の事業、あるいは拡大した事業などを掲載したものです。

これら2点の資料はいずれも、今年の2月、令和3年度予算の発表の際に公表された資料から、福祉関係分を抜粋したものです。

なお、各分野の個別計画の冊子を机の上に配布しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

このうち、第4期地域福祉計画と第2期江別市子ども・子育て支援事業計画の計画書につきましては、継続の委員の皆様は昨年10月の審議会でお配りしたものと同一のものになりますので、もしご不要でありましたら、お帰りの際にそのまま机の上に置いておいていただいても結構です。

それでは、資料3、資料4に戻りまして、詳細につきまして各担当課長から説明させていただきます。まずは、障がい福祉課長から順にご説明します。

三浦障がい福祉課長

それでは、障がい福祉課所管分についてご説明します。

まず、資料3「令和3年度健康福祉部施策展開方針計画書」の1ページをご覧ください。

「令和3年度に向けての展開方針」の「03-03障がい者福祉の充実」につきましては、障がい者支援・えべつ21プラン（第5期障がい者福祉計画・第6期障がい福祉計画）に基づき、「障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成」に向け、地域で安心して生活ができるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との協議や障がいについての理解促進を図るものであります。

また、令和3年度も、障がいのある方への総合的な相談支援の充実や就労の場の確保に向け、自立支援協議会などを活用しながら関係機関との連携を図るとともに、企業等への広報活動を推進し、障害のある方の就労に係る相談窓口においては、引き続き、就労に関する相談や定着支援を行うほか、障がい者就労に関心のある企業への相談や支援を行うものであります。

次に、別紙資料4「令和3年度江別市予算案」をご覧ください。

3ページの左上の「重度心身障がい者等交通費助成事業」は、重度心身障がい者の生活圏拡大や社会参加の促進を図るため、交通費の一部を助成する事業で、従来のタクシー利用券の交付に加え、令和3年度は、新たに自動車燃料費

助成券を選択制で交付しております。

次に上から3つ目の欄の「障害者就労相談支援事業」は、障がい者の就労に関する相談や企業の障がい者雇用に関する相談窓口の設置など、障がい者の社会的自立を促進するための事業であります。

次に右隣の「障害者社会参加支援事業」は、専任手話通訳者の配置や手話通訳者・要約筆記者の派遣など、障がい者の社会参加を促進する事業であります。

また、下段の「その他主要事業」の欄に記載しておりますが、「障害者自立支援給付費」及び「自立支援医療給付費」に係る事業を実施しております。

浦田介護保険課長

続きまして、介護保険課所管分といたしまして、高齢者福祉にかかる施策の概要についてご説明いたします。

高齢者施策の概要をご説明する前に、その背景となります江別市の高齢者の現状についてご説明させていただきます。令和3年10月1日現在の高齢者人口（65歳以上の人口）は、37,553人で高齢化率は31.4%となっており、ほぼ、3人に1人は65歳以上という状況であります。

お手元に配付しております、高齢者総合計画策定時における本市の人口の将来見込みでは、その後も高齢者人口は増加し、令和7（2025）年度に39,812人、令和22（2040）年度にピークを迎え、43,096人と推計しており、特に、いわゆる団塊の世代の方すべてが令和7年度に75歳以上となり、2025年問題とも呼ばれておりますが、これに備えるための介護保険制度や高齢者への福祉施策が一層重要となっている状況にあります。

まず、資料3の「令和3年度健康福祉部施策展開方針計画書」1ページ目の下段に記載のある「03-04 高齢者福祉の充実」について説明します。

市では、高齢者総合計画を3か年毎に策定しており、今期の計画期間は、令和3年度～令和5年度迄のものとなりますが、本計画に基づき、介護保険事業を含めた高齢者にかかる様々な施策を展開しております。

政策展開の方向性については、資料記載のとおりであります。要介護・要支援の状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目標に掲げ、介護予防や成年後見制度の利用促進を含めた認知症施策の推進等を重点的に取り組んでいこうとするものであります。

それぞれの施策の詳細につきましては、本日お配りした、「江別市高齢者総合

計画」に記載しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

次に、資料4の「江別市予算案」をご覧ください。

当課に係る事業の内、令和3年度に拡大及び新規に取り組んでいるものについてご説明いたします。

2ページ下段の右下に記載のある「一般介護予防事業（「通いの場」を活用した介護予防・健康づくり）」ですが、コロナ禍におけるフレイル予防対策として、自宅でできる運動の紹介や口腔ケア、栄養摂取についての取組を掲載した啓発リーフレットを前年度に続いて作成しています。また、令和2年度から、市内の歯科衛生士や言語聴覚士の協力を得て、口腔機能向上のためのプログラムを検討してきましたが、今年度は、地域の通いの場等への普及啓発を予定しているところであります。

続いて、3ページ右側、上から2つ目の項目、「市民後見推進事業」ですが、成年後見制度利用促進のため、江別市の計画の策定を進めてまいりましたが、本審議会委員の皆様のご支援もいただきながら、本年8月に策定いたしました。

本日は、皆さまのお手元に配付させていただいており、議題3として後ほど詳細をご説明いたしますが、今後は、本計画に基づき成年後見制度の普及啓発や支援にかかる体制づくりを一層推進していこうと考えております。

宮崎子育て支援課長

続きまして、子育て支援課所管分についてご説明いたします。

資料3「令和3年度健康福祉部施策展開方針計画書」の3ページをご覧ください。

施策展開方針「06-01子育て環境の充実」につきましては、安心して子供を産み育てられ、就業と子育てを両立できる社会を実現するため、本心配付させていただいております「えべつ・安心子育てプラン・第2期江別市子ども子育て支援事業計画」に基づき、各施策を着実に展開し、子育て支援施策の充実に努めているところであります。

主な事業といたしましては、放課後児童クラブの開設、運営支援等があり、民間事業者が開設する放課後児童クラブに対しましては、運営費補助金を交付し、支援を行っているところであります。

平成31年度からは、待機児童の発生が見込まれる小学校区において、定員の拡大を伴う新規開設や、施設の増築等に係る施設整備等補助を開始したところであり、引き続き開設運営支援等を行うことにより、量的質的充実に図って参ります。

資料3の1ページにお戻りください。

「03-03 障がい者福祉の充実」のうち、障がい児に関しましては、子育て支援課が所管しており、在宅で生活する医療的ケアが必要な障がい児等の受け入れを行う事業所に対し、平成30年度から運営費の一部を補助しており、引き続き、医療的ケア児等が安心して過ごせる環境づくりを支援して参ります。

次に、資料4「江別市予算案」の5ページをご覧ください。

子育て支援課で所管する主な事業についてご説明いたします。

まず、上段の放課後児童クラブ運営費補助金は、市内における放課後児童健全育成事業の充実を図ることを目的に、民間放課後児童クラブに対し運営費補助金を交付する事業であります。

その下段、放課後児童クラブ運営事業は、江別第一小学校に併設する公設民営方式の放課後児童クラブの運営を委託する事業であります。

その右隣、児童館地域交流推進事業ではありますが、市内に7か所ある児童センターと、そのうち2か所に併設する公設公営の放課後児童クラブを運営する事業であります。

天野子ども育成課長

続きまして、子ども育成課所管分についてご説明します。

まず、資料3「令和3年度健康福祉部施策展開方針計画書」の3ページをご覧ください。

「令和3年度に向けての展開方針」の「06-01 子育て環境の充実」につきましては、主な事業として、保育施設の待機児童を解消するため、令和4年度の開設に向けた教育・保育施設の整備に対する支援を行い、子育てと就労を両立できる環境整備を進めます。

また、保育人材の確保策として、引き続き保育士等人材バンクの利用を促進するほか、令和2年度からスタートした保育士等への奨学金返還支援や宿舍借上支援を行う事業者に対する助成を継続するなど、安心して遊べる場を提供するとともに、身近な場所で子育て世帯が交流できる「地域あそびのひろば」を拡充して、地域における子育て支援体制の充実を図ります。

次に、資料4「令和3年度江別市予算案」の4ページをご覧ください。

右上「民間社会福祉施設整備費補助事業」は、民間事業所が行う保育施設の整備に対し補助を行うことで、快適な保育環境の整備や待機児童の解消を促進しようとする事業です。

その下「一時預かり事業」は、一時的に家庭での保育が困難となった子どもや、幼稚園等の教育時間前後の預かりが必要な子どもの保育に対応しようとする

る事業です。

その下「待機児童解消対策事業」は、待機児童の解消に向け、受け皿となる教育・保育施設等に対し、保育従事者の養成や保育士等の人材確保のための助成を行う事業です。

その左下「教育・保育施設等給付事業」は、民間法人等が運営する教育・保育施設等に対し、国が定める公定価格に基づく給付費を支給するほか、認可外保育施設等の無償化にかかる施設等利用費を支給する事業です。

5ページをご覧ください。

右上から2つ目の「あそびのひろば事業」は、地域の子どもの遊びの場として、また、子育てに関する情報交換や交流の場として、民生委員・児童委員や子育てサポーター協力のもと、あそびのひろばを開催する事業です。

その下「親子安心育成支援事業（子育てひろば事業）」は、商業施設内に開設した子育てひろば「ぽこあぽこ」を運営する事業です。季節や天候を問わない全天候型で、大型遊具やクライミングウォールなどを備え、子どもが自由に遊べる空間を提供しています。

佐藤会長

ただ今の報告について、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声)

それでは、次の議題に移ります。

(2) 報告事項のイ「江別市成年後見制度利用促進基本計画の策定について」です。報告をお願いします。

浦田介護保険課長

それでは、私から報告事項のイ「江別市成年後見制度利用促進基本計画の策定について」ご報告いたします。

本日、皆さまのお手元に配付させていただきました本計画につきましては、法律の専門家、地域包括支援センター及び障がい者支援センターの職員等で構成する「江別市後見実施機関運営協議会」と本審議会委員の皆様にご審議いただきながら、本年8月に策定いたしました。

本審議会におきましては、令和2年10月、令和3年2月、令和3年7月、これは書面審議となりましたが、合計3回にわたり、ご審議いただきました。前任期から継続して委員をされていらっしゃる方におかれましては、本計画の策定についてご協力いただきまして、深く感謝申し上げます。

さて、先程も本市の高齢者の現状をご説明いたしました。が、少子高齢化が進展し、それに伴って、認知症高齢者が大幅に増加しており、知的障がい者及び精神障がい者を含めると、判断能力が十分ではない方を法的に支援する成年後見制度の利用が注目されております。

本市におきましては、当制度の利用促進のため、江別市社会福祉協議会に委託して、平成29年11月1日に「江別市成年後見支援センター」を開設し、成年後見制度の普及啓発、相談・手続き支援を行っているほか、多職種を対象とする研修会、市民後見人の養成などを実施してまいりました。

しかしながら、現状、本制度の認知度は低く、必要とする人に制度が十分に利用されていないこと、また、地域住民や各関係機関等が連携して支援する体制が十分に整備されているとは言えない状況にあることから、一層、制度利用のための施策を推進する必要があると認識しているところであります。

これらのことを課題としてとらえ、今後におきましても、本計画に基づき、成年後見制度の利用を必要とする人が、速やかに当制度の適切な利用につながるよう、制度の普及啓発及び支援体制の整備を進めていきたいと考えております。

本計画の具体的な内容につきましては、後ほどご参照いただければと思いますが、委員の皆様におかれましては、今後も本市の成年後見制度の利用促進のためにご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

佐藤会長

ただ今の報告について、ご意見、ご質問はありませんか。

委員

(なしの声)

佐藤会長

それでは次の議題に移ります。

(2) 報告事項のウ「新型コロナウイルス感染症について」です。報告をお願いします。

中村新型コロナウイルス感染症対策担当参事

新型コロナウイルス感染症についてご報告いたします。

資料の5をご覧ください。

まず、1の江別市関連の感染状況ですが、(1)の表で新規感染者数について表しております。

表の左上に、本年6月19日までの江別市在住の方で公表された人数をまとめて506名と記載しております。6月20日以降は1週間ごとに公表された人数を記載しており、今日現在、感染者数は合計で899人となっております。

表では10月23日までの数字となっておりますが、10月30日までにつきましても、江別市内では0人となっており、9月26日以降、江別市内では新規感染者は確認されておられません。

なお、表の欄外に※印で記載しておりますが、感染者情報の取り扱いについては、北海道が所管しております。

また、6月19日以前につきましては、感染者ご本人の同意と公衆衛生上の必要性を考慮して北海道が公表しており、居住地が、江別市として公表されたものを集計しております。これが506名となります。

6月20日以降につきましては、感染の傾向を明らかにするために、1週間ごとに市町村単位で実数を公表された数値を転記しておりますので、江別市内で実際に感染された方の数字となっております。

次に(2)集団感染クラスターの発生状況ですが、表に記載のとおり、医療施設、福祉施設のほか、事業所等、飲食店等、学校、その他において、10月23日現在、江別市内では21件の集団感染が確認されております。

こちらにつきましても、集団感染情報の取り扱いについては、北海道が所管しておりまして、江別市内で発生が確認された、と北海道が公表したものを集計したものです。なお、10月23日以降新たな発生はなく合計で21件となっております。

柴田新型コロナウイルス感染症対策担当参事

続きまして、資料6の「新型コロナウイルスワクチン接種事業」について説明いたします。

まず、1のワクチン接種の経過についてであります。国からの指示に基づき江別市では、令和3年3月15日に医療従事者のワクチン接種を市内医療機関で開始いたしました。

その後、3月29日に、65歳以上の方へ接種券の送付を開始し、4月12日には、高齢者施設入所者から65歳以上の方のワクチン接種を開始いたしました。

次に4月26日に、65歳以上の方の5月、6月分の接種予約を開始したところ、予約を希望する方が、予約枠を大幅に上回ったため、半日で予約の受付

を終了しました。その際、「予約電話に繋がらない、予約が終了したことがわからない。」など多くのご意見をいただきました。

そうした状況を踏まえて、6月7日の7月分の予約開始時には、①年齢を区分した予約開始日の設定、②インターネット予約入力を支援する「お手伝い窓口」の設置、③予約状況の案内電話の設置、④2回目の接種日時のお知らせの開始といった点について、改善しながら7月分の接種予約を実施いたしました。

その後、7月9日に60歳から64歳の方や基礎疾患を有する方に、7月20日には50歳から59歳の方や市外の高齢者施設等の従事者などに、8月3日には12歳以上の接種対象者全員に、順次、接種券を送付した上で接種予約を開始し、ワクチン接種を進めてまいりました。

次に、2 ワクチンの年代別接種状況についてであります。この表は、令和3年10月22日現在で、年代別に1回目、2回目の接種者数と接種率を記載したもので、表の合計欄に記載のとおり、110,649人の接種対象者に対して、91,188人が1回目の接種を終えており、接種対象者に対する1回目の接種率は82.4%となっております。

なお、1つ下に、全人口に対する接種率を記載しておりますが、令和3年10月1日の人口119,777人に対する1回目接種率は76.1%です。

次に、3 追加接種（3回目接種）についてであります。対象者や職域接種の実施についてなど、示されていない事項も多くある中で、国から市町村に対して、追加接種について準備を進めるよう指示がありました。資料には、令和3年10月22日現在の情報を記載しておりますので、今後変更となる点もあるかと思いますが、ご了承いただきたいと思っております。

まず、(1) 接種時期についてですが、2回目接種が終了してから概ね8か月以上経過後を想定して準備を進めることとされており、65歳以上の方の追加接種の開始時期は令和4年1月以降となる予定です。

次に(2) 接種場所ですが、職域接種で接種をした方以外の一般の方については、これまでと同様に集団接種会場及び市内医療機関での接種を予定しております。

佐藤会長

ただ今の報告について、ご意見、ご質問はありませんか。

私から質問してもいいですか。

3回目の接種の案内は、2回目終了した方へ個別に行われるのですか。

柴田新型コロナウイルス感染症対策担当参事

3回目の接種は、2回目の接種を終了してから8か月以上経ってから可能となりますので、8か月を経過した方には担当からご案内をして接種をしていただくこととなります。

佐藤会長

接種は希望者のみですか。

柴田新型コロナウイルス感染症対策担当参事

案内の送付は2回目接種を終えた方全員が対象ですが、その中で希望される方に3回目の接種を受けていただく予定です。

佐藤会長

わかりました。

他の委員の皆さんはご意見やご質問はありませんか。

委員

(なしの声)

佐藤会長

ないようですので、次第3「その他」ですが、皆さんから何かご意見ありませんか。

委員

(なしの声)

佐藤会長

なければ、事務局から何かありますか。

村田管理課長

当委員会の次回の開催は、来年2月中旬頃を予定しております。

委員の皆さま、ご出席の程よろしく申し上げます。

佐藤会長

それでは、本日の審議会はこれをもって終了といたします。